建物及び その附属設備 並びに構築物								

８．その他事業の実施に関する事項

注１　適用を受けようとする課税の特例措置を８に記載すること。

２　製作又は建設を伴う場合は、工事着手予定年月日を記載すること。

３　器具及び備品は、専ら開発研究の用に供される器具及び備品に限られているため、留意すること。

４　５の事業実施期間は、特定事業を実施するために必要な期間をいい、課税の特例措置の適用を受けようとする場合には別に定めるところに従って記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。